

第13号議案

「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」改正の概要

1 趣旨

子の育児を行う職員に係る深夜勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大するほか、親族等の介護を行う職員に係る超過勤務の制限（免除）等について定め、介護時間を新設する。

2 背景

「地方公務員の育児休業等に関する法律」および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、条例改正を行う。

3 改正内容

(1) 育児を行う職員の深夜勤務および超過勤務の制限に係る子の範囲の拡大

(現行) 小学校就学の始期に達するまでの子

(改正後) 上記の子に下記①～③を含む

①特別養子縁組の監護期間中の子

②養子縁組里親に委託されている子

③その他これらに準ずる者として規則で定める者

(2) 「要介護者」の定義の統一

小学校就学の始期に達するまでの子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に係る「要介護者」の範囲と、介護休暇に係る「要介護者」の範囲が異なる状況になっているため、条例内のすべての「要介護者」の定義を統一する。

(統一後) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫等

(3) 介護のために超過勤務の制限を請求できる職員

(現行) 3歳に満たない子の育児を行う職員

(改正後) 3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員

(4) 介護時間の新設

職員が要介護者の介護をするために一日の勤務時間の一部につき勤務しないことを認める介護時間を新設する。

4 施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新	旧
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項ならびに第9条の4第1項および第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>要介護者(第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。))</u>を介護する職員について準用する。この場合において、<u>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項ならびに第9条の4第1項および第3項において同じ。))</u>のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>配偶者または2親等以内の親族で負傷、疾病または老齡により日常生活を営むことに支障がある者(以下「要介護者」という。))</u>を介護する職員について準用する。この場合において、<u>同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>(第3項省略)</p> <p>(3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第9条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第16条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「介護時間」という。)を承認するものとする。</p> <p>2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(施行前の準備)</p> <p>2 改正後の第9条の3第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による要介護者を介護する職員の超過勤務の制限に係る請求は、この条例の</p>	<p>(第3項省略)</p> <p>(3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第9条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>

新	旧
<u>施行の日前においても行うことができる。</u>	